時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千五十五號
明治廿一年九月廿二日　土曜日　(丙申)
舊戊子八月十七日
日出午前五時三十分　日入午後五時三十七分
月出午後七時零一分　月入午前六時五十九分
滿潮午前六時三十五分　午後六時五十一分
(西曆一千八百八十八年)

時事新報代金の早遞便

本社今般時事新報代金送達の便を謀り內國通運會社と特約を結び來る十月一日より實行致し候に就ては同日以後左記の地方より御拂入れの新報代金は同會社の貨幣早遞便に御依托相成候得ば特別に左表の運賃より二割を引き且つ無配達賃にて送達可致候現行の郵便小爲替法にては三圓以下の金員を送達するに爲替料三錢郵劵料二錢、書留料六錢都合十一錢を要する事なれ共今此の貨幣早遞便に依れば五圓以下は只四錢の運賃のみにて送達し若し送金通知書を發する場合には右の運賃に端書一葉の代金一錢を加へ悉皆の費用五錢にて事足るべきに付新報代價の拂入には最も便利なる法と存候

明治廿一年九月　時事新報社

內國通運會社貨幣早遞便取扱箇所

(追々箇所增設の筈)

東京佐內町　尾張名古屋　上野前橋　信濃上田　陸前仙臺　渡嶋函館　讃岐丸龜　下野足利　相模藤澤

武藏橫濱　尾張熱田　下野宇都宮　信濃長野　岩代郡山　陸中盛岡　近江大津　備前岡山　長門赤間關

相模小田原　攝津大坂　加賀金澤　下野栃木　岩代福島　越後新潟　陸奥青森　越前敦賀

山城京都　上野高崎　下總千葉　岩代若松　越後直江津　羽前山形　石狩札幌　美濃岐阜

內國通運會社貨幣早遞便運賃表

(時事新報代金は此表より二割引を以て送遞すべし)

屆金高	遠近に拘はらず運賃金
五圓未滿	五錢
十圓迄	同　七錢
十五圓迄	同　十錢
二十圓迄	同　十三錢
廿五圓迄	同　十六錢
五十圓迄	同　二十錢

又此早遞便に托したる金員不着の節は內國通運會社之を辨償して差出人に損毛を掛けざる定めあり

時事新報

行政處分

文明の法律は人の意志を問ふべき限りにあらざれば如何なる趣向を目論むにもせよ其行爲の形に顯はれ、顯はれたる行爲の法律に抵觸せざる間は決して之を咎む可らず即ち思想の自由是れなりと雖も日本には行政處分なるものありて行政上の都合により其行爲の法律に違反せざるものも往々意志の在る所を忖度して臨時の處分に及ぶことあり例へば無一錢の少年輩が海外に渡航せんとて旅行免狀の下付を出願するに當り中に兵役忌避者と疑はしきものは其筋に於て仔細に身元を取調べ次第によりては渡航を差止むることあり又近來日本婦人の海外にありて醜業を營むもの多きが爲め婦人の海外渡航は特に嚴重に吟味をなして旅行の目的その他充分懸念を要せずとの證左あるに非ざれば容易に免狀を下付するに至らずといふ又會社法とてもなき今日なれば殊更に注意を加ふるものと見え會社銀行等の創立に際しては其資本金は幾干にして發起人の身元は如何事業の順序は如何などゝて詮議の上にも詮議を加へ一通りならざる手數を經過して而る後始めて許否するものゝ如し近くは三池炭礦拂下の折にも買受人が愈々之を買受けたる後その事業を繼續するの資力あるものに非ざれば輕々しく落札すること能はずとて仔細に其身元を取調べたりと云ふ蓋し海外渡航と云ひ會社銀行の創立と云ひ炭礦買受と云ひ何れも法律に背きたる所行には非ず正面より之を見れば望み次第渡航せしめ創立せしめ買受けしむるの外なき所なれども特に此等の吟味をなす所以は他に法律以外の事情を顧みるが故なるべし思ふに只管法律の正面に隨て規則通りに進行するは文明の進步に利あるが如くなれども數百年來の慣行もあり又實際の必要もあるべければ臨時に行政處分を施すも或は今日に相應ならんとの說あり其當否の議論は姑く擱き爰に我輩の所望は顛末不揃の病を避けんとの一事にして既に一方に於て此等の吟味をなす上は他に向ても亦同樣ならんことこそ希はしけれ例へば前節の會社銀行等の創立に身元調の綿密なるにも拘はらず他の一方には何々商會など稱して市中に盛なる店を張り手廣く外國の品を賣り又時としては外國の人を雇ふて之を使用する等隨分資本を要する事業を營む者もあるよしなれども其主人たる日本人の正味の身元は必ずしも本來の大資本家にあらず其身元と其事業と甚だ不相當にして人を驚かすもの多しと云ふ又都鄙に地所を買入れ西洋館を建築して雇の外國人に住居せしむる者あり又或は其地所に學校を建築し會堂を設けて文を敎え道を說く者あり而して邸地內に住居し出入する洋人は校主の雇ふたる英學敎師なりと云ふ校主は果して如何なる富豪にてあるか、地所建物に大金を費したる尙は其上に夥多の外國敎師を雇入れて其給料も少小ならざる可きに能く之に堪へて之を維持するとは表面より見て感心の至りなれども其裏面には或は疑ふ可きものなきを期す可らず左れば今の日本國民にして商賣に學事に外國人を雇入れたる者は隨分身元の疑はしき事情も少なからざるが故に兎に角に行政の處分を以て篤と之を取調べ若しも其際に曖昧なる跡もあらば法律に照らして斷然の處置あらんことを冀望に堪へず天下の公法は私の便宜情實に由て枉ぐ可らざるものなればなり

右の如く論じ去ればとて我輩は本來行政處分の擴張を望むものに非ず否な其處分の大に流行せざるこそ文明政治の爲めに祈る所なれども彼の海外渡航又は會社創立等に就き身元調は止むを得ざる臨時の處分なりとして既に之を施行するからには身分不相應の商業を營み身分不相應の地所を買入れ身分不相應の家屋會堂等を建築して商賣の爲めには外國の商人を使用し學事には外國の敎師を雇入るゝが如きも亦共に身元調の要なきを得ず或は之を不問なりとして廢せんか一切之を廢して不問に附す可し或は不問に附す可らざるか其事の性質に於て同樣なるものは同樣の處分を施さゞる可らず二者その一に居らんことを我輩の今日に望む所のものなり

官報

○內務省令第六號

府縣 沖繩縣ヲ除ク

明治十九年第十四號當省令中第一區土木監督署位置左之通改ム

明治廿一年九月廿一日　內務大臣伯爵山縣有朋

第一區　武藏國　東京

○內務省告示第十二號

本年(十月)內務省告示第七號香港及ヒ厦門ヨリ來ル船舶ニ對シ明治十五年(六月)第三十一號布告虎列剌病流行地方ヨリ來ル船舶檢査規則施行ヲ停止ス

明治廿一年九月廿一日　內務大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第百五十一號

巴理締結萬國郵便聯合條約實施細目規則第十條第四項ヘ其二トシテ左ノ一項ヲ追加ス

明治廿一年九月廿一日　遞信大臣子爵榎本武揚

但差立交換局ヘ書留郵便物ヲ包物若クハ特別ノ小囊ニ納ムルコトナク並郵便物ト混シテ行囊ニ入レ發送スルトキハ其員數ヲ書狀目錄ノ上部ニ記シ且「在外」ノ文字ヲ該目錄中附註ノ欄內右郵便物ト對位ノ場所ヘ記入スヘシ

○遞信省告示第百六十號

相模國足柄下郡宮ノ下電信局本年ニ限リ來十一月三十日マテ事務取扱ハシム

明治廿一年九月廿一日　遞信大臣子爵榎本武揚

○水路部の告示

本月十六日バンコーベルより到着したる加奈陀太平洋會社汽船アビシニヤ號の船長リーの報道に據れば本月十四日金曜日午後零時三十五分同船は北緯三十六度三十九分東經一百四十二度二十七分の處に於て諸海圖に記載しあらざる一岩を目擊し之れに近づくこと大約二里半以內を通過せり其時天氣晴朗にして北西の和風あり海面頗る靜滑なりと雖も海浪常に此岩上に飜跳せり蓋し船長リーは既に正午に於て最も確實なる測量を施せり但し船內の各經線儀に謬差なきを信ず此岩は露國某軍艦が千八百五十九年と千八百七十年とに見たりと報道せる礁と同物なれども其位置は露國軍艦の報道せる位置より北東になりと思考すと云ふ

右告示す

明治廿一年九月廿日　水路部長代理海軍少佐柏原長繁

○淸國彙報　在北京本邦公使館より支那彙報に關し左の如く報告ありたり(外務省)

海軍事務衙門の重官　現任淸國海軍事務衙門の重官を記載せんに總理海軍事務(海軍卿と謂ふ如し)は淸國今上の生父醇親王奕譞又會同辦理海軍事務(海軍大輔と謂ふ如し)は宗人府左宗人兼總理各國事務多羅慶郡王奕劻及大學士直隸總督兼北洋通商大臣李鴻章又幇同辦理海軍事務(海軍少輔と謂ふ如し)は山東巡撫兼理提督統轄全省等處地方軍務節制各鎭張曜及戶部右侍郎兼總理各國事務大臣曾紀澤とも以上都合五人なりと云ふ福州將軍は武官を以て閩海關監督即ち福建省福州府の舊關收稅長を兼任するの仕來なり

惇親王世子の婚儀　惇親王(道光帝の第五子、咸豐帝の弟、同治帝の叔父今帝の伯父にして西人は之を「フヒフス、プリンス」と呼ぶ)の世子は六月二十三日を以て婚姻の禮を整へたり

雜報

○取消三項　昨日の本紙上に雜外國人の增俸、官衙の損失請負人の利益、樺山次官の歸朝まで、と題したる三項は孰れも事實無根の由に付取消す

○調査の費用夥く可し　去る十三日の本紙上に宮城縣下地押調査の概況と題し同縣下に於ける調査の方法及び經費の事に關し略記せしが其中にも牡鹿郡の如きは調査の費額、新地租金の二十六倍强に達せる割合なれど是は未だ些細の消費にして福井縣下の町村に至ては調査の費用現に百倍より三百五十倍餘の多額に上りたるものありそも是は素より一村一落の事にして直に之を以て一郡全體のものと同一に論ずべからず隨分牡鹿郡中にも單に一町村に就て算出せば費額の案外に夥多なる箇所なきを必すべからずされば一縣一郡を總括して多寡相補ひ以て之が割合を勘定したらんには福井縣下の費用も或

ずと雖ども現 … 査の費用に要 … に出るか玆に … 信の億を左に … 調査の方法順 … 號達を以て縣 … 號に隨ひ一筆 … 廢れば逐一 … 方法を示した … 月を經て漸く … しさるは其發 … 郡每に二三箇 … 稱し先づ此町 … 重の撿査をな … 田畑中增步せ … 蕪地より猶額 … には直ゝ耕作 … べからざるよ … 角丹誠を凝し … るゝ至りたる … 伐採し或は拔 … 實地に目擊し … は何れも其職 … 役塲の手を經 … 却下して模範 … 樣更に訂正を … 畔の大小等ゝ … 月を要し漸く … に至れり是に … して各町村を … 査に優るある … 其區域內に設 … 製の圖に非ず … し居る者あれ … 査を完結した … 査に着手して … 類は既に堆積 … 是等上申書類 … 手數費用を惜 … し客月より本 … 至りしが之が … て何程の高に … ばと知るに由 … 經費　福井縣 … の頃よりて縣 … したるが此の … して未だ精細 … にあらざるべ … 左に掲ぐべし

今立郡野田

新地價金	舊地價金	差引增加	增加地租	地押調査	生地郡繩	新地價	舊地價	丹